

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が固定局の免許の申請書を受理したときに審査しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法（第 7 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
 - 2 工事設計が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
 - 3 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 4 周波数の割当てが可能であること。
-

【解答】 3

難易度★（一度覚えてしまえばラッキー問題）

経理的基礎や技術的能力は求められません。（基幹放送を行う放送局の場合は別です）

[2] 次の記述は、無線局の免許後の変更手続等について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は B をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない(注)。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

② ①により無線設備の設置場所の変更又は B の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 C を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A

- 1 無線局の種別、通信の相手方、通信事項
- 2 無線局の種別、通信の相手方、通信事項
- 3 通信の相手方、通信事項
- 4 通信の相手方、通信事項

B

- 無線設備の変更の工事
- 周波数、電波の型式若しくは空中線電力の変更
- 無線設備の変更の工事
- 周波数、電波の型式若しくは空中線電力の変更

C

- 当該無線局の無線設備
- 許可に係る無線設備
- 許可に係る無線設備
- 当該無線局の無線設備

【解答】3

難易度★★（初見では悩みますが、一度目を通せばなんとか…）

選択肢Cが一番推測しやすいですが、選択肢AとBはどちらも当てはまりそうで悩みます。

しかし、よく考えると選択肢Aの「無線局の種別」は、無線局の免許が降りた後、総務大臣の「許可」で変更できるようなものではありません。（例：アマチュア無線局として開設後、業務局に種別変更などというのは容易にできるものではない）

[3] 「実効輻射電力」の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 2 「実効輻射電力」とは、空中線系の給電線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 3 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じたものをいう。
- 4 「実効輻射電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。

【解答】4

難易度★★（これを機に覚えましょう）

選択肢1・2は、給電線での減衰（電力損失）があるため、実際に輻射される電力ということであれば空中線に供給される電力の方が適切であると分かります。

絶対利得と相対利得の選択肢は、現実問題として実現可能であるダイポールアンテナを基準としている、ということ相対利得になります。

[4] 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、 C 周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

	A	B	C
1	避雷器及び接地装置	避雷器	26.175MHzを超える
2	避雷器又は接地装置	接地装置	26.175MHzを超える
3	避雷器及び接地装置	接地装置	26.175MHz以下の
4	避雷器又は接地装置	避雷器	26.175MHz以下の

【解答】2

難易度★★（最初は悩む問題）

これも知らなければできない問題です。選択肢Cは常識の範囲で分かりますが、選択肢AとBはこのように規定されています。

カウンターポイズは、直接地面に対する接地の代替として使用されるものですから、危険防止のために直接接地するための装置を設ける必要がある、ということで覚えておきましょう。「

電波法施行規則

第二十六条 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、二六・一七五MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

[5] 次に掲げる事項のうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
- 2 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 3 満足な指向特性が得られること。
- 4 整合が十分であること。

【解答】1

難易度★（易しい問題です）

初見では判断に悩む問題ですが、選択肢2・3・4のように規定されています。

（送信空中線の型式及び構成等）

第二十条 送信空中線の型式及び構成は、左の各号に適合するものでなければならない。

- 一 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 二 整合が十分であること。
- 三 満足な指向特性が得られること。

[6] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。
- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から A を経過しない者であること。
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により B され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
- (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間に於いて無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が C に満たない者であること。

	A	B	C
1	1年	無線設備の操作の範囲を制限	3箇月
2	2年	無線設備の操作の範囲を制限	6箇月
3	2年	業務に従事することを停止	3箇月
4	1年	業務に従事することを停止	6箇月

【解答】 3

難易度★（定番問題）

2年・停止・3か月です。このような数値を聞く問題は出題しやすいので、定番問題のひとつです。

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 A については、この限りでない。

- (1) 免許状に B であること。
(2) 通信を行うため C であること。

A	B	C
1 遭難通信	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
2 遭難通信	記載されたもの	十分なもの
3 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	記載されたものの範囲内	十分なもの
4 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	記載されたもの	必要最小のもの

【解答】1

難易度★（確実に正解したい問題）

空中線電力が免許状に記載されたものを超えて運用できるのは、遭難通信を扱う場合のみです。

なお、通常の通信においては、「免許状に記載された範囲内の、必要最小の電力」で運用する必要があります。

第五十四条

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
二 通信を行うため必要最小のものであること。

[8] 無線設備の機器の試験又は調整のための無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第 5 7 条）及び無線局運用規則（第 2 2 条及び第 3 9 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、空中線電力を低減して電波を発射しなければならない。

【解答】 4

難易度★（ラッキー問題レベル。確実に正解しよう！）

混信を与える旨の通知を受けた場合は、電波の発射を直ちに停止します。

[9] 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が行うことができる処分等について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に A を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に B させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 運用の停止	電波の質の測定結果を報告	直ちに①の停止を解除
2 電波の発射の停止	電波を試験的に発射	直ちに①の停止を解除
3 運用の停止	電波を試験的に発射	当該無線局に対してその旨を通知
4 電波の発射の停止	電波の質の測定結果を報告	当該無線局に対してその旨を通知

【解答】 2

難易度★（定番問題！）

良く出題される問題のひとつです。確実に正解できるようにしておきましょう！

（電波の発射の停止）

第七十二条 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が第二十八条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第二十八条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定により発射する電波の質が第二十八条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなければならない。

[10] 次に掲げる処分のうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 6箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することの停止
- 2 無線従事者が従事する無線局の運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限
- 3 無線設備の操作の範囲の制限
- 4 無線従事者の免許の取消し

【解答】 4

難易度★（これも簡単ですね）

電波法及び関連法規類に違反したわけですから、無線従事者免許が取り消されることがあります。

[11] 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

- ① 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために B を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 他の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
3 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 他の無線設備	設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める

【解答】1

難易度★（覚えやすい問題です。覚えましょう。）

選択肢 A や C は常識的に分かりやすいと思います。併せて条文全体を覚えておく必要があります。

（免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督）

第八十二条 総務大臣は、第四条第一号から第三号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。（以下略）

[12] 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- 3 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

【解答】2

難易度★（定番問題）

無線局免許が効力を失った場合は、一か月以内に免許状を返納します。